

森林の立木を伐採するときには届け出が必要です

立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが法律で義務づけられています!!

伐採及び伐採後の届出はなぜ必要なの？

市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

伐採及び伐採後の造林届出は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう届出していただくものです。

誰が届出を行うの？

森林所有者など、伐採の権原を持つ者です。

例えば、以下のとおりです。

森林所有者（自分で伐採する場合、または請負による伐採の場合）

伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けて伐採する時は買い受けた人

なお、伐採する者と伐採後に造林する者が異なる場合は、伐採する者が届出ます。

このため、あらかじめ造林する者と造林について話し合い、造林の計画を決めておく必要があります。



届出の時期はいつ？

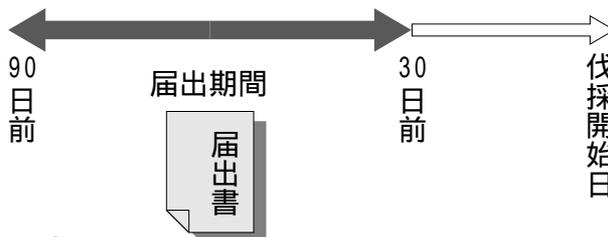
伐採を始める 90 日から 30 日前までです。

届出の提出先は？

伐採する森林がある市町村長です。

届出をしないとどうなるの？

30 万円以下の罰金に処せられます。（森林法第 207 条）



【お問い合わせ先】 産業振興課 ☎ 77 - 3617

平成 19 年度美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。

資格要件等 町内に住所を有する者の子弟で、大学（短大・高専・各種専門学校を含む）、高校に在学し又は入学が決定している者
学業及び人物が優秀で心身ともに健全な者
学資の支弁が困難と認められる者
他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

奨学金貸与額（月額） ・大学等 4 万円 ・高校 2 万円 **利** 子 無利子

返 還 期 間 卒業 1 年後から 10 年以内。但し年間の返還額が大学等で 12 万円、高校で 6 万円を下まわることとは出来ません。（短大の場合は、返還期間が 8 年となります。）

貸与者の決定 貸与人数が限られておりますので、審査委員会を開催して貸与者を選考します。

申 請 方 法 申請書類は教育委員会及び教育委員会分室にありますので、お問い合わせください。

申 請 期 限 平成 19 年 5 月 18 日（金）までに教育委員会及び教育委員会分室へ

問い合わせ先 教育委員会 ☎ 77 - 3620 教育委員会分室 ☎ 78 - 0007

小松島海上保安部からのお知らせ

小松島海上保安部及び小松島海上保安部日和佐分室は、平成 19 年 4 月 1 日をもって次のとおり変更されますのでお知らせします。

旧名称 小松島海上保安部
新名称 徳島海上保安部 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/tokushima/>
住 所 徳島県小松島市小松島町字外開 1 - 11（変更なし）
電 話 0885 - 33 - 2246（変更なし）（緊急ダイヤル 118）

旧名称 小松島海上保安部日和佐分室
新名称 徳島海上保安部美波分室
住 所 徳島県海部郡美波町奥河内字弁財天 2 - 1（変更なし）
電 話 0884 - 77 - 0555（変更なし）（緊急ダイヤル 118）